

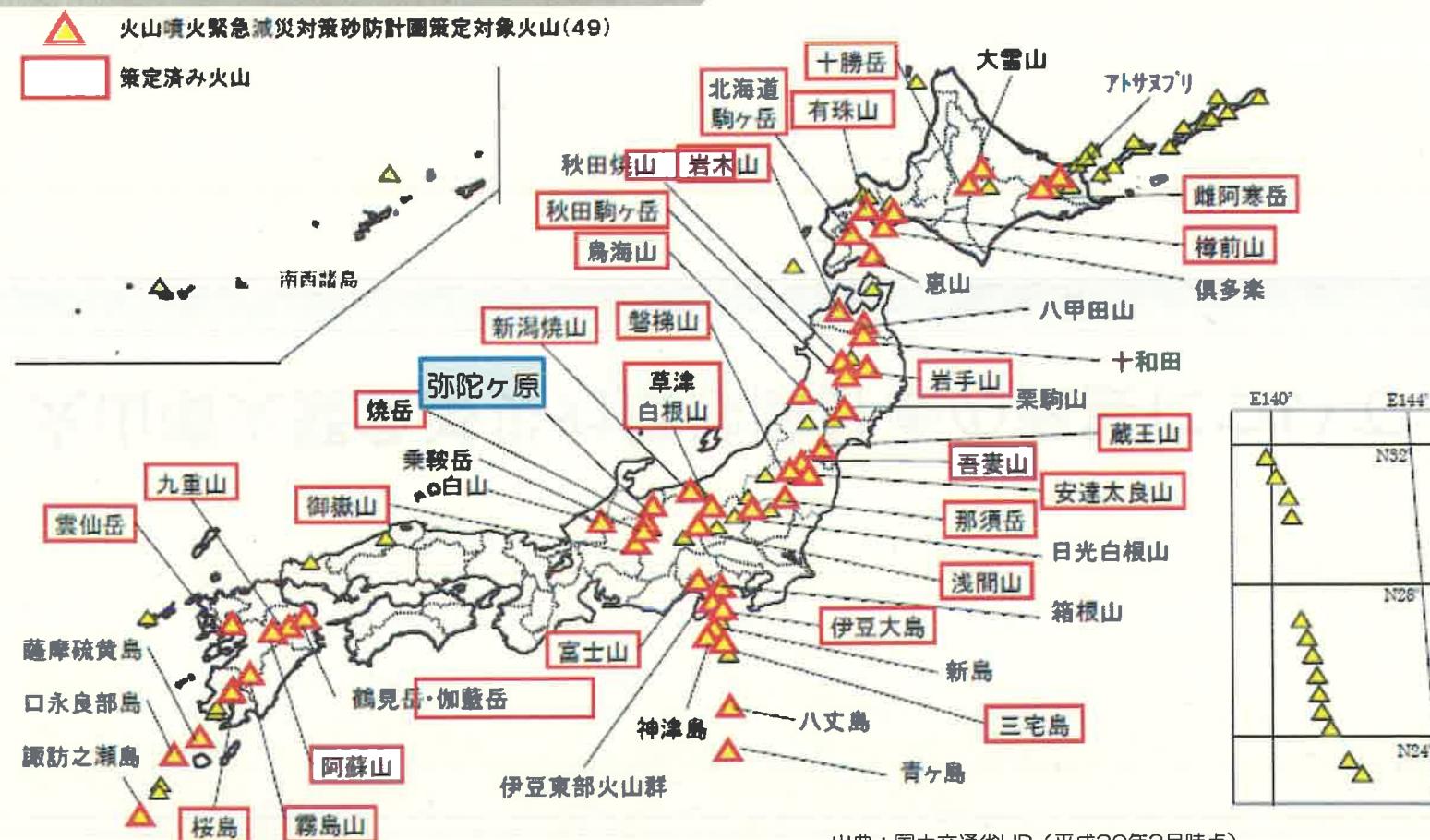
火山噴火緊急減災対策砂防計画の概要について

平成31年3月
北陸地方整備局 立山砂防事務所

火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定状況

対象火山49箇所の内、29箇所策定済

火山噴火緊急減災対策砂防計画を 策定する火山として選定



出典：国土交通省HP（平成30年3月時点）

火山噴火緊急減災対策砂防計画

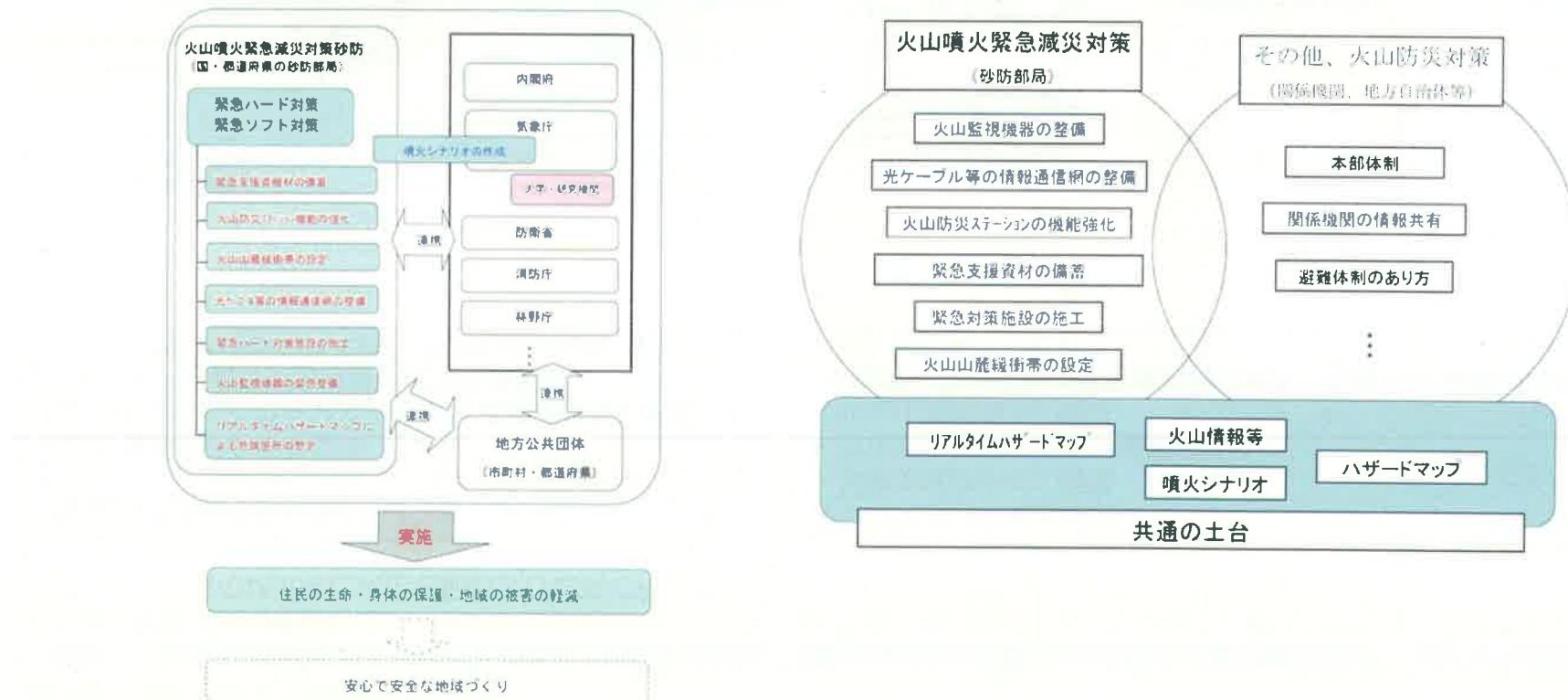
→「火山噴火緊急減災対策砂防計画ガイドライン」に基づき計画策定する。

火山噴火緊急減災対策砂防の目的

（「火山噴火緊急減災対策砂防計画ガイドライン」より抜粋）
火山噴火緊急減災対策砂防は、いつどこで起こるか予測が難しい火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、ハード対策とソフト対策からなる緊急対策を迅速かつ効果的に実施し、被害をできる限り軽減（減災）することにより、安心で安全な地域づくりに寄与するものである。

火山噴火緊急減災対策砂防の位置付け

（「火山噴火緊急減災対策砂防計画ガイドライン」より抜粋）
火山噴火時の防災対策は、関係省庁および地方公共団体により行われる総合的な対策であり、火山噴火緊急減災対策砂防は、火山活動の推移に対応して行われる各機関の防災対策と連携をとりつつ、適切な対策を行う。



火山噴火緊急減災対策砂防と関係機関との連携

火山噴火緊急減災対策砂防の内容

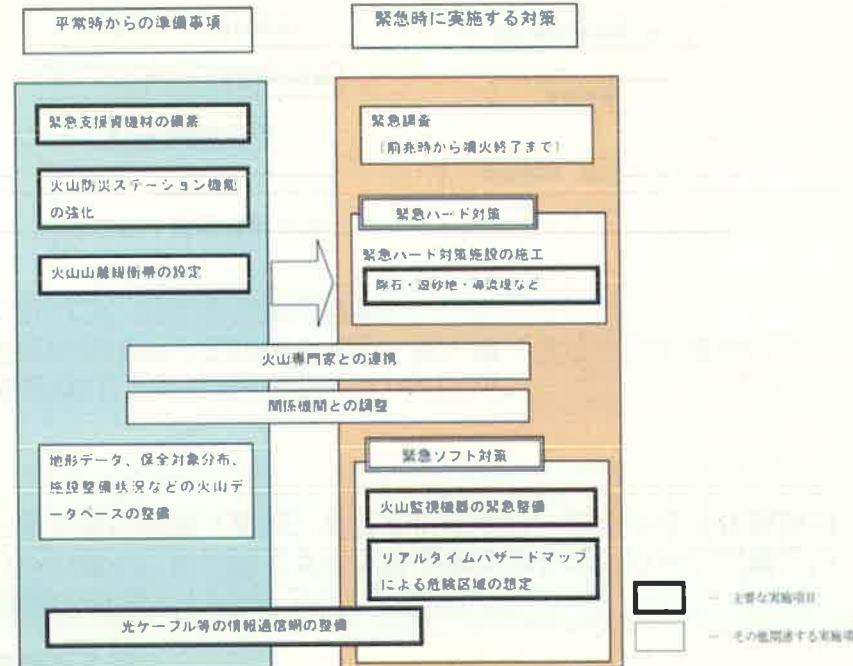
火山噴火緊急減災対策砂防は、「緊急時に実施する対策」と「平常時からの準備事項」からなり、噴火シナリオと想定される被害、土地利用の状況など火山活動および地域の特性を考慮して、緊急時に最大限の効果を発揮する内容とする。

〔緊急時に実施する対策〕

- ・緊急ハード対策施設の施工（除石、遊砂地・導流堤の施工など）
- ・火山監視機器の緊急整備
- ・リアルタイムハザードマップによる危険区域の想定
- ・光ケーブル網等の情報通信網の緊急整備
(地域住民の広域避難支援や工事の安全確保のための情報提供等)

〔平常時からの準備事項〕

- ・緊急支援資機材の備蓄
- ・火山防災ステーション機能の強化
- ・火山山麓緩衝帯の設定
- ・光ケーブル網等の情報通信網の整備（平常時からの情報交換など）



火山噴火緊急減災対策砂防の主な内容

火山噴火緊急減災対策砂防計画



火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、活動度の高い火山において、資機材の備蓄や監視・観測機器の整備等の「**平常時からの対策**」と除石や緊急調査の実施等の「**緊急時の対策**」をハード・ソフト両面から機動的に実施

■ 緊急減災対策のイメージ



